

2020年4月



アフリカ開発銀行

AFRICAN DEVELOPMENT BANK

2025年5月21日満期トルコ・リラ建利付債券

販売説明書

－ 売出人 －

エイチ・エス証券株式会社

～本債券のリスク等について～

<お客様のご負担となる費用について>

- 本債券を募集・売出し等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて売出人が決定した為替レートによるものとします。

<為替変動リスクについて>

- 本債券はトルコ・リラをもって表示され、元利金の支払はトルコ・リラによって行われるため、円貨換算された受け取り金額は外国為替相場の変動により影響を受けます。これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがあります。

<信用リスクについて>

- 本債券の利息および償還金の支払は発行者（アフリカ開発銀行）の義務となっております。したがって、発行者の財務状況の悪化等により発行者が本債券の利息または償還金を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。

<価格変動リスクについて>

- 本債券の価格は、為替レートの変動、金利の変動、発行者の経営・財務状況の変化および発行者に関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。

<流動性リスクについて>

- 流動性や市場性が乏しい場合は、償還前の売却が困難になる可能性があり、このことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

<カントリーリスクについて>

- 通貨当事国の政治情勢等の影響を受け、損失を被ることがあります。

<新興国投資リスクについて>

- 一般的に、新興国については、先進国に比べて経済状況、社会制度や基盤が脆弱であると考えられ、各種リスクの程度はより高いと言えます。

<その他ご留意いただく事項>

- 将来において、税制が変更される可能性があります。
- 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、本販売説明書および契約締結前交付書面をご覧のうえ、それらの内容を十分に読み、また、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。
- 本債券の価格情報につきましては、売出人にお問い合わせください。
- 本債券のお取引はクーリング・オフの対象にはなりません。本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

売出人

商号等：エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号

加入協会：日本証券業協会

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

債券の発行者等または当該通貨等の帰属する国や地域の政治および経済状況の変化、法令・規制の変更などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者、保証会社もしくは当該通貨等の帰属する国や地域、または取引市場の帰属する国や地域の政治・経済・社会情勢の変化および法令・規制等の変更やそれらに関する外部評価の変化、天変地異等により、外貨建て債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれや、売買や受渡が制限される、あるいは不能になるおそれがあります。また、通貨不安等により大幅な為替変動が起こり、円貨への交換が制限される、あるいはできなくなるおそれがあります。
- 一般に、新興国については、先進国に比べて上記のリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示しただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商号等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号
本店所在地 〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 30億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 2006年9月
連絡先 03-4560-0233(コンプライアンス統括部)又はお取引のある支店にご連絡ください。

以上

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階

電話番号：03-4560-0233（コンプライアンス統括部）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時20分～17時20分

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時00分～17時00分

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2019年10月8日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以上

無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2019年10月8日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以上

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
(金融庁長官（格付）第7号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.com/site/japan>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2019年10月8日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

目 次

	頁
売 出 要 項	1
本 債 券 の 要 項	3
課 税 上 の 取 扱 い	12
上 場	13
そ の 他	13
アフリカ開発銀行の要約情報	14

この販売説明書は、本債券の販売に関するすべての情報を記載したものではなく、日本国の投資家の便宜のために、当該投資家の投資判断に必要と思われる範囲で、関連情報を翻訳または記載したものです。

この販売説明書に記載されている本債券の売出しは、エイチ・エス証券株式会社を売出人として行われます。アフリカ開発銀行は本債券の売出しに関与しておらず、またこれを援助しておりません。

この販売説明書は、売出人により、同社が関連性があると考えられる情報に基づき、日本国の投資家の便宜のために作成されたものです。

ご希望であれば、アフリカ開発銀行は2019年9月25日付の英文情報説明書を提供いたします。書面またはお電話によるお問合せは、下記のアフリカ開発銀行の事務所宛となります。

Avenue Joseph Anoma, 01 BP 1387
Abidjan 01, Cote d' Ivoire
(Attention: The Treasurer)

電話 +225 2026 2028

ファックス +225 2026 2150

電子メール FundingDesk@afdb.org

また、英文情報説明書は、アフリカ開発銀行のウェブサイト (<https://www.afdb.org/en/documents/category/global-information-statements/>) においても閲覧することができます。

いかなる者も、本書に記載されていない情報を提供し、または本書に記載されていない表明を行う権限を与えられておりません。本書に記載されていない情報または表明は、アフリカ開発銀行により承認されているものとしてこれを信頼してはなりません。

本債券の売付けの申込みもしくは買付けの申込みの勧誘が承認されていない法域において、またはかかる申込みもしくは勧誘が違法となる者に対して、本書をもって、本債券の売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘を行うものではありません。

本債券は、合衆国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」という。）に基づき登録されておられません。合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対して、直接であると間接であるとを問わず、本債券の売付けの申込みもしくは買付けの申込みの勧誘、販売または交付をすることはできません。この段落中の用語は、証券法に基づくレギュレーションSに定義された意味を有します。

本書において、「UA」とは、アフリカ開発銀行が表示通貨として使用する計算単位を意味します。計算単位は、国際通貨基金の特別引出権1個と同等の価値を有するものとして定義されております。下記の日付における UA の対米ドル換算額（参考のためにのみ表示される。）は、以下のとおりです。

12月31日現在

	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
1UA=	1.39079米ドル	1.42413米ドル	1.34433米ドル	1.38573米ドル	1.44881米ドル

本債券の元利金はトルコ・リラで支払われますので、かかる支払額を日本円に換算した金額は外国為替相場の変動により影響を受けます。

本書において、「トルコ・リラ」は、トルコ共和国の法定通貨であるトルコ・リラを意味します。

アフリカ開発銀行

2025年5月21日満期トルコ・リラ建利付債券

売 出 要 項

売 出 人

名 称	住 所
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー27階

売 出 債 券 の 名 称	アフリカ開発銀行 2025年5月21日満期トルコ・リラ建利付債券 (以下「本債券」という。)		
記名・無記名の別	記 名 式	トランシェ番号	1
券 面 総 額	12,000,000トルコ・リラ	各債券の金額	10,000トルコ・リラ (注1)
売 出 価 格	額面金額の100.00%	売出価格の総額	12,000,000トルコ・リラ
利 率	年10.70%	満 期	2025年5月21日 (ロンドン時間)
利 払 日	毎年5月21日および11月21日	受 渡 期 日	2020年5月21日 (日本時間) (注2)
売 出 期 間	2020年4月13日から 2020年5月15日まで (日本時間)	申 込 取 扱 場 所	売出人の日本における本店お よび各支店 (注3)

(注1) 本売出しにおける本債券の販売単位は10,000トルコ・リラまたはその整数倍とする。

(注2) 本債券は、アフリカ開発銀行により2020年5月20日(ロンドン時間)にアフリカ開発銀行の2009年9月8日付グローバル・デット・イシューアンス・ファシリティ (2017年1月16日付サブプライメンタル・インフォメーション・メモランダムにより補足されている。)に基づき発行される。

(注3) 本債券の申込みおよび払込みは、すべて本債券の各購入者が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。かかる外国証券取引口座を開設していない購入者は、これを開設する必要がある。かかる外国証券取引口座を通じて本債券を取得する投資家は、同約款の規定に従い本債券の券面の交付を受けず、また購入に係る本債券上の権利については売出人を通してのみ享受できる。

(注4) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。なお、アフリカ開発銀行はその優先債務について、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)よりAAA、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)よりAaa、およびフィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)よりAAAと格付けされているが、これらの格付は直ちにグローバル・デット・イシューアンス・ファシリティに基づき発行される個別の債券に適用されるものではない。ただし、発行者は上記の格付機関に対して本取引完了後に個別の条件決定書を格付のために提出する予定である。

S&P、ムーディーズおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、日本国において、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、ムーディーズおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered) に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moody.co.jp>))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/site/japan>)の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

本債券の要項

以下は、アフリカ開発銀行（以下「アフリカ開銀」または「発行者」という。）がアフリカ開銀の2009年9月8日付インフォメーション・メモランダム（2017年1月16日付サプルメンタル・インフォメーション・メモランダムにより補足されている。以下、当該補足を含み「インフォメーション・メモランダム」という。）に記載されているグローバル・デット・イシューアンス・ファシリティ（以下「本ファシリティ」という。）に基づき発行する債券の要項（以下「債券要項」という。）の本債券に関する規定およびプライシング・サプリメント（下記第1項に定義する。）の規定の要約の訳文である。下記の条項の項目番号および記載内容の順序は、必ずしもインフォメーション・メモランダム中の債券要項と同じではない。

本債券は、2009年9月8日付発行・支払代理契約（以下「発行・支払代理契約」といい、その改定契約もしくは追補契約またはその全訂版を含む。）の利益を享受して発行される。発行・支払代理契約は、アフリカ開銀と発行・支払代理人を務めるシティバンク・エヌ・エイ・ロンドン（以下「発行・支払代理人」といい、シティバンク・エヌ・エイ・ロンドンの後任である発行・支払代理人を含む。）、登録機関を務めるシティバンク・エヌ・エイ・ロンドン（以下「登録機関」といい、シティバンク・エヌ・エイ・ロンドンの後任である登録機関を含む。）、名義書換代理人を務めるバンク・インターナショナル・ア・ルクセンブルク・ソシエテ・アノニム（以下「名義書換代理人」といい、バンク・インターナショナル・ア・ルクセンブルク・ソシエテ・アノニムの後任である名義書換代理人を含む。）および支払代理人を務める発行・支払代理契約に記載の金融機関（以下「支払代理人」といい、発行・支払代理人および発行・支払代理契約に従って選任された後任または追加の支払代理人を含む。）ならびにその他の当事者との間の契約である。発行・支払代理契約の写しおよび本債券の様式は、各支払代理人の所定の事務所において閲覧に供される。本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、発行・支払代理契約のすべての規定を了知しているものとみなされ、それにより拘束される。

1. 様式、券種および権原

本債券は、記名式で、シリーズ（以下各シリーズを「シリーズ」という。）として発行され、各シリーズは、アフリカ開銀またはその代理人により作成されるプライシング・サプリメント（以下「プライシング・サプリメント」という。）の規定の適用を受ける。プライシング・サプリメントに定める規定は、債券要項を補足または変更することがある。プライシング・サプリメントの写しは、各支払代理人、登録機関または名義書換代理人の所定の事務所で入手することができる。プライシング・サプリメントの写しは、ルクセンブルク証券取引所に提出される。

本債券は、大要、発行・支払代理契約に添付の様式（この様式は、改訂されることがあり、また未完成である。）で発行される。本債券は、無記名式債券と交換することはできない。

本債券に対する権原は、登録機関が管理する債券原簿における登録により移転する。本書において、本債券の「所持人」は、当該本債券の名義人として登録されている者を意味する。

本債券は、発行・支払代理契約に規定される条件に基づき、その全部または一部のみ（ただし、当該一部は額面金額の整数倍とする。）を移転することができるが、かかる移転は、移転される本債券および適法に記入し署名した当該本債券の移転書式を引き渡すことにより、登録機関または名義書換代理人の所定の事務所において行うことができる。新たな本債券が移転を受ける者に対して発行され、本債券の一部のみを移転する場合は、移転されない残りの部分に係る新たな本債券が移転する者に対して発行される。

本債権者は、(i) 当該本債券の償還期日（当日を含む。）までの15日間、または(ii) 基準日（下記「5. 支払」に定義する。）（当日を含む。）までの7日間には、本債券の移転の登録を要求することができない。

本債券の移転時に発行される新たな本債券は、登録機関または名義書換代理人がその所定の事務所においてかかる移転書式を有効に受領した時に、登録機関または名義書換代理人の所定の事務所において引き渡し可能となる。この目的のため、本債券に係る支払期日（当日を含む。）までの15ロンドン銀行取引日（以下に定義する。）または15関連銀行取引日（以下に定義する。）の期間に、登録機関または名義書換代理人が受領した当該本債券に係る移転書式は、かかる支払期日の翌日まで登録機関または名義書換代理人によって有効に受領されていないものとみなす。本書において、「ロンドン銀行取引日」とは、商業銀行がロンドンにおいて営業（外国為替取引および外貨預金を含む。）を行う日をいい、「関連銀行取引日」とは、商業銀行が登録機関および名義書換代理人の所定の事務所の所在地において営業（外国為替取引および外貨預金を含む。）を行う日をいう。

移転に伴う新たな本債券の発行は、アフリカ開銀もしくは登録機関によりまたはそれらのために無償で行われるが、申込者は、当該発行に関して課される適用ある公租公課等の支払（または、それらに関して登録機関が要求する補償の提供）を行う。

2. 法的地位、担保設定制限および約束

本ファシリティの下で、債券は、優先債券（以下「優先債券」という。）または劣後債券（以下「劣後債券」という。）として発行することができる。本債券は、優先債券である。本債券は、いかなる政府の債務でもない。本債券から生じる債務は、アフリカ開銀の直接かつ無担保の一般債務である。本債券は、アフリカ開銀の現在および将来の他の一切の無担保債務と、発行日の前後、支払通貨その他の事由により優先または劣後することなく同順位であるが、かかる他の債務が支払について劣後することがその条項に明示されている場合は、この限りでない。

アフリカ開銀がアフリカ開発銀行を設立する協定（その後の改正を含む。）に従って請求払資本の払込請求を行った場合には、劣後債券の債権者が支払を受ける権利は、劣後することが明示されていないアフリカ開銀の担保付債務および無担保債務の債権者全員に対する全額の返済に劣後するものとする。アフリカ開銀が払込請求を行うまでは、劣後債券は、アフリカ開銀の優先債券と、発行日の前後、支払通貨その他の事由により優先または劣後することなく、同順位である。

本ファシリティに基づき発行された債券に未償還額および未払額がある限り、ただし、本ファシリティに基づき発行された債券の元金および（適用がある場合は）利息の全額が発

行・支払代理人に支払われるまで、アフリカ開発銀行は、アフリカ開発銀行が発行し、引受けまたは保証した関連債務の担保として、アフリカ開発銀行の現在または将来の財産または資産上に抵当権、質権またはその他の先取特権もしくは担保権を設定させず、またその設定を認めないものとする。ただし、本ファシリティに基づき発行された債券が、かかる関連債務と同等の順位および比率をもって、かかる抵当権、質権またはその他の先取特権もしくは担保権により担保される場合は、この限りでない。

「関連債務」とは、当初の発行日から1年を超える当初の満期を有しており、証券取引所、店頭市場その他の証券市場において建値され、上場され、取引され、もしくは売買されるか、そのように意図されているか、またはそのようなことが可能であるボンド、債券、ディベントチャー、ローンストックその他証券の形態をとるか、それらによって表章もしくは証される債務をいう。

アフリカ開発銀行は、その請求払資本の払込請求を行った場合には、その加盟国に対し、かかる払込請求に応じて、ニューヨーク連邦準備銀行（またはこの目的のために適正に指定されたその後任者）に開設された口座に払込みを行うよう指示することを約束する。かかる払込みは、当該払込請求の手取金が、アフリカ開発銀行によってその借入れおよび保証を行う権限の行使として負担されたアフリカ開発銀行の未払債務（支払について劣後することがその条項に明示されている債務を除く。）の支払またはその全額の弁済の引当てに対して（当該払込請求の手取金によってその他の支払を行う前に）充当されることを条件として行われるものとする。アフリカ開発銀行は、本債権者の同意を得ることなく、上記口座の開設に関するアフリカ開発銀行とニューヨーク連邦準備銀行（またはこの目的のために適正に指定されたその後任者）との間の契約の改定に合意することができるが、かかる改定が上記の約束に悖らないことを条件とする。かかる払込請求がなされた場合には、劣後債券に関するアフリカ開発銀行の債務は支払について優先債券に劣後することになり、したがって、かかる払込請求の日現在未払いの優先債券の債権者全員が全額の支払を受けるか、またはこれについて適切な引当がなされたらアフリカ開発銀行の理事会が判断するまで、アフリカ開発銀行は劣後債券の債権者に対して支払を行わず、かつ、アフリカ開発銀行は劣後債券を取得することができない。アフリカ開発銀行は、かかる払込請求の手取金、アフリカ開発銀行の流動資産および合理的な期間内に換金可能なアフリカ開発銀行の投資を、かかる払込請求から合理的な期間内に、当該払込請求日現在未払いのすべての優先債券の全額の支払またはかかる支払のためにアフリカ開発銀行の理事会が十分であると判断する引当てに充当する。上記にかかわらず、上記規定は、アフリカ開発銀行が加盟国に対してさらに払込請求を行うこと、アフリカ開発銀行がその借主に対して行った貸付けの期限前返済を行わせもしくは請求すること、またはアフリカ開発銀行が負債を担保するために行った保証を取消しもしくは撤回することを、アフリカ開発銀行に対して義務付けるものではない。アフリカ開発銀行の請求払資本の払込請求後にアフリカ開発銀行の債権者に対して支払が行われるにあたって、優先債券の債権者は、劣後債券の債権者が支払を受けることができるようになる前に、優先債券の全額について支払を受けることができる。

3. 利 息

本債券には、利息開始日である2020年5月21日から年10.70%の利率により額面金額に対して利息を付し、2020年11月21日を初回とし満期を最終回とする毎年5月21日および11月21日（以下それぞれの日を「利払日」という。）の年2回後払いするものとし、その金額は各本債券につき535.00トルコ・リラである。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は翌営業日とする。ただし、翌営業日が翌月にあたる場合には、その利払日の直前の営業日とする。なお、いかなる場合にも利払日に支払われるべき利息額について調整は行われない。

「本債券の要項」において、「営業日」とは、商業銀行および外国為替市場が東京、ロンドン、ニューヨークおよびイスタンブールにおいて支払決済を行う日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

償還されるべき日以降、本債券の利息は発生しない。ただし、適法に呈示がなされたにもかかわらず支払が不適切に留保もしくは拒絶された場合には、未払の金額が全額支払われた日または債券要項に従って本債券の呈示がさらにされれば支払が行われる旨の通知が本債権者に対して適法に行われた日から7日目の日（ただし、かかる呈示に対して実際に支払がなされた場合に限る。）のいずれか早く到来する方の日まで、利息は、判決の前後を問わず、本項に定める利率により発生し続ける。

端数期間の計算方法

本債券に適用される端数期間の計算方法は「30/360」、すなわち、直近の利払日（または該当する日がない場合、利息開始日）（当日を含む。）から該当する支払日（当日を含まない。）までの期間中の日数（かかる日数は1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日を基準として計算される。）を360で除して計算される。

本債券に関するすべての支払は、決済障害事由（以下に定義する。）の発生の対象になることを条件として、トルコ・リラで行われるものとし、すべての場合において、トルコ・リラに適用される会計法またはその他の法律に従うものとする。

発行者との協議の後、計算代理人（以下に定義する。）が、決済障害事由が発生したまたは決定期間（以下に定義する。）中に継続していると誠実かつ商業的に合理的な方法で行動することにより判断した場合は、計算代理人は、当該決定を行った後実務上可能な限り速やかに（ただし、いかなる場合にも、決定期間の最終日後1ロンドン営業日（以下に定義する。）のロンドン時間午前8時までに）代理人（以下に定義する。）にその決定を通知するものとし、代理人は、その後実務上可能な限り速やかに（ただし、いかなる場合にも、上記の計算代理人からの通知の受領後1ロンドン営業日以内に）本債券の所持人にその旨を通知するものとする。

決済障害事由が決定期間中に発生したものの、満期または期限前償還日（以下に定義する。）の前に決済障害事由がもはや継続しておらず、本債券の規定に従って満期または期限前償還日の延期がない場合、計算代理人は、決済障害事由が継続しなくなったロンドン営業

日以後に、実務上可能な限り速やかに（ただし、いかなる場合にも、1ロンドン営業日以内に）、発行者および代理人にその旨を通知するものとし、代理人は、その後実務上可能な限り速やかに（ただし、いかなる場合にも、上記計算代理人からの通知の受領後1ロンドン営業日以内に）、その旨を本債券の所持人に通知するものとする。

決済障害事由が発生し、満期もしくは期限前償還日の前のロンドン営業日において継続している場合、または、延期された満期もしくは期限前償還日に支払われるべき金額がある場合、決済障害事由がその時点で継続しているか否かにかかわらず、支払は米ドルで行われるものとし、当該支払金額は、計算代理人が計算し、次の算式の適用から生じる額面金額ごとの金額（以下、「参照トルコ・リラ金額」という。）として、直ちに（ただし、いかなる場合にも、満期または期限前償還日の前の2ロンドン営業日以内に）、代理人および発行者に通知されるものとする。当該金額は、小数点第1位（0.5セントの位）を四捨五入するものとする。

参照トルコ・リラ金額÷為替レート（以下に定義する。）

なお、延期がなければ営業日に該当したであろう決定期間中のある日が営業日に該当しないこととなった結果、当初予定されていた満期または期限前償還日を超えた支払の遅延に関しては、当該日の延期後には、発行者による追加金額の支払は行われぬものとする。当初予定されていた満期または期限前償還日が延期された場合、計算代理人は、実務上可能な限り速やかに（ただし、いかなる場合にも、当初予定されていた満期または期限前償還日の前の2ロンドン営業日以内に）、当該延期を発行者および代理人に通知するものとし、代理人は、その後実務上可能な限り速やかに（ただし、いかなる場合にも、上記の計算代理人からの通知の受領後1ロンドン営業日以内に）その旨を本債券の所持人に通知するものとする。

これらの規定の適用上、

「代理人」とは、アフリカ開発銀行のグローバル・デット・イシュアンス・ファシリティに基づく発行・支払代理人をいう。

「計算代理人」とは、シティバンク・エヌ・エイ・ロンドンをいう。これは、発行者および（発行・支払代理人および主登録機関としての）シティバンク・エヌ・エイ・ロンドンならびに当該契約に記載されたその他の金融機関との間で締結された2009年9月8日付発行・支払代理契約（随時修正または補足される。）の規定に従っている。計算代理人に関するすべての言及は、本債券に関する計算代理人としてのシティバンク・エヌ・エイ・ロンドンの承継人を含むものとする。本債券に基づき計算代理人によって、また、発行・支払代理契約に基づいて、決定され、形成され、行使されることが求められまたは許される、計算代理人による金額、情勢、状況、事由もしくはその他の事項に関する決定、または、意見の形成もしくは裁量権の行使は、（明らかな誤りがない限りは）本債券の所持人を最終的に拘束するものとし、また、発行者と協議し、発行・支払代理契約に基づき誠実かつ商業的に合理的な方法でなされるものとする。本債券に基づく職務を遂行するにあたり、計算代理人は、発行・支払代理契約に従って行動するものとする。

「決定期間」とは、満期または期限前償還日について、満期またはかかる期限前償還日の直前の（i）第5営業日に該当する日（当日を含む。）から（ii）第3営業日に該当する日（当

日を含む。)までの期間をいう。調整がなければ営業日に該当したであろう当該期間中のある日が営業日に該当しないこととなった結果、かかる日が、当該営業日の前の第5営業日または第3営業日に該当しなくなった場合には、当該期間の開始日および終了日は翌営業日に延期される(また、当該調整の際には、それに対応して満期またはかかる期限前償還日が延期されるものとする)。

「期限前償還日」とは、あらゆる期限前償還に関連して、期限前償還金額が支払われるべき日をいう。

「為替レート」とは、発行者と協議の上、誠実かつ商業的に合理的な方法で行動する計算代理人により決定される、1米ドルにつき支払われるべきトルコ・リラの金額として表示された為替のレートを意味し、満期または期限前償還日(当該期日の延期された日を含む。)に券面総額で米ドルを購入するために支払われるレートである。よって、米ドル相当額はゼロとなる可能性がある。

「ロンドン営業日」とは、ロンドンにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済を行い、一般業務(外国為替および外貨預金の取扱いを含む。)のために営業している日(土曜日および日曜日を除く。)をいう。

「決済障害事由」とは、発行者と協議し、誠実かつ商業的に合理的な方法で行動する計算代理人により決定され、(i)トルコ共和国中央銀行(以下「CBRT」という。)もしくはトルコ共和国のその他の立法府、行政府もしくは規制機関の当局による法もしくは規制の適用のうち、(a)トルコ共和国の非居住者がトルコ・リラを取得する際にCBRTその他の当局の許可を受けるよう制限を課すか、(b)それ以外の方法で非居住者がトルコ・リラを取得する能力を制限するか、(c)その規制がなければ課されないであろう費用をトルコ・リラの取得について課すなどしてトルコ・リラの購入もしくは保有をそれ以外の方法で規制するか、もしくは(d)トルコ共和国から国外居住受取人に対するトルコ・リラの移転を阻害、限定または制限するような直接もしくは間接の効果を有すること、または(ii)ユーロクリア・バンク・エス・エー・エヌ・ヴィーおよび/もしくはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム・ルクセンブルクが、決済通貨としてのトルコ・リラの受入れを停止または終了すること、もしくは、満期もしくは期限前償還日(当該期日の延期された日を含む。)以前のいずれの日からその意思があることを通知することをいう。

4. 償還および買入れ

満期より前に償還されまたは買入消却されない限り、アフリカ開銀は本債券を額面金額で「売出要項」に記載の満期に償還する。

アフリカ開銀は、本債券を、公開市場において、または相対取引、公開買付その他によって、随時買入れることができる。そのように買入れられた本債券は、保有または転売することができ、アフリカ開銀の裁量で、消却のために発行・支払代理人に引渡すことができる。消却のためにそのように引渡された本債券は、再発行または転売することはできず、アフリカ開銀は当該本債券に係る債務を免れる。

5. 支 払

本債券の満期償還に際して支払われるべき金額の支払（経過利息を含む。）は、登録機関または名義書換代理人の所定の事務所において当該本債券の呈示および（資金不足による一部償還の場合を除き）提出と引換えに行われる。本債券に関して支払われるべき金額（元金、利息またはその他の金額であるかを問わない。）の支払期日が営業日でない場合には、所持人は翌営業日まで支払を受ける権利を有さず（ただし、当該翌営業日が翌月になる場合には、直前の営業日に支払を受ける権利を有する。）、またかかる延期に関して利息またはその他の金員の支払を受ける権利を有しない（ただし、債券要項に従って、その後支払の不履行があった場合を除く。）。

本債券に関して支払われるべき金額（元金、利息またはその他の金額であるかを問わない。）は、当該支払期日の15関連銀行取引日前の日（以下「基準日」という。）の営業開始時（現地時間）に登録機関が管理する債券原簿に記載されている当該本債券の所持人（共同所持人の場合は最初に記載された者）に対して支払われる。ただし、本債券に関して支払われるべき金額は、かかる支払が行われる日の営業開始時（現地時間）に当該債券原簿に記載されている当該本債券の所持人（共同所持人の場合は最初に記載された者）に対して支払われる。

本債券に関する利息の支払は、支払のための関連ある日の直前の営業日（ただし、当該日の少なくとも4営業日前までに当該本債券の所持人（共同所持人の場合は最初に記載された者）が指定口座（前述の場合、認可された外国為替銀行の非居住者口座）に支払を行うために登録機関に申し出ている場合を除く。）に、東京、ロンドン、ニューヨークまたはスタンブール所在の銀行宛振出の小切手を当該本債券の所持人（共同所持人の場合は最初に記載された者）の（登録機関が保有する債券原簿に記載された）住所宛に郵送して行われる。

6. 時 効

本債券は、支払期日から10年以内に支払のために提出されない場合、無効となる。

7. 期限の利益の喪失による償還

次のいずれかの事由が生じた場合には、いずれの本債権者も、Abidjan, Côte d'Ivoire に本部を有するアフリカ開銀に対し、当該本債権者の保有する本債券の全部の元金が期限の利益を喪失し支払われるべき旨を宣言することを選択する旨の書面の通知を交付し、または他の者によって交付させることができる。

(イ) アフリカ開銀が、本債券の元金または利息の支払を懈怠し、その懈怠が支払期日が到来した後90日間継続した場合

(ロ) アフリカ開銀が上記第2項に基づく義務の履行を90日間継続して怠った場合

(ハ) アフリカ開銀により発行され、引受けられもしくは保証された、期間が1年を超える他のボンド、債券またはローンが、(i) アフリカ開銀の債務不履行のために支払期日より前に期限の利益を喪失し支払われるべき旨を宣言されるか、または(ii) 適用ある支払猶予期間（もしあれば）により延期された満期日に返済されず、かつ、当該債務不履行が90日間継続した場合

かかる通知が上記のとおりアフリカ開銀に交付された後30日目の日に当該本債券の元金および経過利息は期限の利益を喪失し支払われるものとする。ただし、それより前に、当該本債券にかかる不履行の全部が治癒された場合は、この限りでない。

8. 本債券の代り券の発行

本債券が汚損、毀損、紛失、盗失または破損された場合には、請求者が当該代替に関して要した費用を支払ったときに、アフリカ開銀が要求する証拠および補償に関する条件に従い、発行・支払代理人の所定の事務所において代り券を発行することができる。汚損または毀損された本債券は、代り券が発行される前に提出されなければならない。

9. 改定

アフリカ開銀と発行・支払代理人は、本債権者の同意を得ることなく、債券要項の改定または発行・支払代理契約の改定、発行・支払代理契約の違反もしくは提案された違反もしくは不遵守に係る権利の放棄もしくは承認に合意することができる。ただし、アフリカ開銀および発行・支払代理人が、本債権者の利益を著しく害することはないと合理的に判断した場合に限る。

10. 通知

本債権者に対する通知は、ルクセンブルクにおける主要な日刊新聞紙（Luxemburger Wortが予定されている。）またはルクセンブルク証券取引所のウェブサイト（www.bourse.lu）に公告することにより、有効になされたものとみなされる。かかる通知は、当該公告の日になされたものとみなされるが、2回以上公告された場合または異なる日に公告された場合には、最初に公告が掲載された日になされたものとみなされる。通知はまた、本債権者（共同所持人の場合は登録機関が管理する登録原簿において最初に記載された者）に対して、登録機関が管理する登録原簿に記載されたそれぞれの住所宛に、第1種郵便により送付されるものとし、かかる発送日から4営業日後に有効になされたものとみなされる。

債券要項に基づくアフリカ開銀または発行・支払代理人に対するすべての通知は、当該当事者によって下記の住所または前段落に従い公告されたその他の住所において書面で受領された時に行われたものとみなされる。

アフリカ開発銀行： African Development Bank
Avenue Joseph Anoma, 01 B.P. 1387, Abidjan 01, Côte d'Ivoire
(Attention: Vice President for Finance)

発行・支払代理人： Citibank, N.A.
5 Carmelite Street
London EC4Y 0PA
Telex: 940500 CITIUK G
Fax: +44 207 508 3876/7/8/9
(Attention: Global Agency and Trust Services)

11. 追加発行

アフリカ開銀は、本債権者の同意を得ることなく、本債券の要項と同一の要項を有する債券または最初の利払額を除き本債券の要項と同一の要項を有する債券を随時追加的に発行することができ、そのように追加発行された債券を本債券と統合して、単一のシリーズを組成することができる。

12. 準拠法および裁判管轄

本債券および発行・支払代理契約、ならびにそれらから生じるまたはそれらに関連する一切の非契約上の義務は、英国法に準拠し、英国法に従い解釈される。

本債券または発行・支払代理契約（それらから生じるまたはそれらに関連する一切の非契約上の義務を含む。）から生じたかまたはこれらに関する訴訟または法的手続（以下「法的手続」と総称する。）に関して、アフリカ開銀は、管轄権を有する英国の裁判所の裁判管轄に服することに取消不能の形で合意し、法的手続が不便な裁判地において提起されたことを根拠としまたはその他の事由を根拠として英国の裁判所における法的手続に対し異議を申立てる権利を取消不能の形で放棄する。この裁判管轄の合意は、各本債権者のためになされるものであり、これらの者のいずれかが管轄権を有するその他の裁判所において法的手続を提起する権利を妨げるものではなく、また、一または複数の法域における法的手続の提起は（それと同時であると否とを問わず）その他の法域における法的手続の提起を妨げるものもない。

アフリカ開銀は、英国で提起される法的手続においてアフリカ開銀を代理して訴状を受領する代理人として、英国 ロンドン市 EC2V 7EX ウッド・ストリート100番地5階に所在するロー・ディベンチャー・コーポレート・サービスズ・リミテッド（または発行・支払代理人が随時承認するロンドンに住所を有するその他の者）を取消不能の形で指名する。アフリカ開銀は、本債券に未償還額がある限り、発行・支払代理人により書面で承認され、ロンドンに事務所を有し、かつ上記のとおり訴状を受領する権限を有する者の指名が効力を有するようにする。本項の規定は、法律により認められたその他の方法で訴状を送達する権利に影響を及ぼすものではない。上記の代理人の指名が理由のいかんを問わず消滅した場合はいつでも、アフリカ開銀は、直ちに、上記のとおりロンドンにおいてアフリカ開銀の代理人となるその他の者を指名するものとし、発行・支払代理人の要求後30日以内にかかる指名がなされない場合には、発行・支払代理人は、アフリカ開銀に通知をすることにより、ロンドンにおいてかかる代理人を務める者を指名する権利を有する。

13. 1999年契約（第三者の権利）法

何人も、1999年契約（第三者の権利）法に基づいては本債券のいずれの要項についても執行する権利を有していない。

課税上の取扱い

総論

本債券および利息は、一般に課税を免れるものではない。

協定上の取扱い

アフリカ開発銀行を設立する協定（その後の改正を含む。）第57条第3項に基づき、本債券または利息について、（i）アフリカ開発銀行が発行したことのみを理由として不利な差別を設ける租税または（ii）本債券の発行、支払予定もしくは支払実施の場所もしくは通貨もしくはアフリカ開発銀行が維持する事務所もしくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする租税がアフリカ開発銀行加盟国によって課されることはない。

日本国の租税

（a）はじめに

日本国の租税に関する以下の記載は、2020年4月10日現在施行されている日本国の所得に係る租税に関する法令（以下「日本の税法」という。）に基づくものである。

下記（b）では、日本国の居住者である個人の本債券に関する課税上の取扱いの概略について、また下記（c）では、内国法人についての本債券に関する課税上の取扱いの概略について、それぞれ述べる。ただし、今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があること、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

（b）日本国の居住者である個人

日本国の居住者である個人が支払いを受けるべき本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。日本国の居住者である個人が保有する本債券の利息に係る利子所得は、原則として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払の取扱者を通じて本債券の利息の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。ただし、一回に支払いを受けるべき利息の金額ごとに確定申告を要する所得に含めないことを選択することもでき、その場合には上記の源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

日本国の居住者である個人が本債券を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本債券の元本の償還により交付を受ける金額に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

申告分離課税の対象となる、本債券の利息、譲渡損益、および償還差損益については、一定の条件および限度で、他の上場株式等（特定公社債を含む。）の利子所得、配当所得、および譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件および限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得および譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、本債券は、金融商品取引業者等に開設された特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続および取扱いとなる点があるため、注意されたい。

(c) 内国法人

内国法人が支払いを受けるべき本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、日本の税法上、15.315%（15%の所得税および復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計）の源泉徴収税が課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。なお、本債券の利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

内国法人が本債券を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本債券の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

上 場

本債券は、ルクセンブルク証券取引所の規制市場に上場され、取引される予定である。

そ の 他

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき、本債券の売出しについては届出をすることを要しない。

アフリカ開発銀行の要約情報

(別段の記載がない限り、すべての計数資料は2018年12月31日現在のものである。)

総論

アフリカ開発銀行は、1963年に設立された地域的国際開発機関である。その加盟国は、54のアフリカ諸国（以下「域内加盟国」という。）および26の非アフリカ諸国（以下「域外加盟国」という。）である。

アフリカ開発銀行の活動の主たる目的は、アフリカの持続的な経済成長を促し、貧困を減少させることである。アフリカ開発銀行は、開発のためのプロジェクトおよびプログラムに対して幅広く融資を行っている。さらに、アフリカ開発銀行は、政策的な貸付けおよび持分投資、公的保証のない民間セクターに対する貸付け、組織的支援を提供するプロジェクトおよびプログラムに対する技術援助の提供、公共および民間の資本投資の促進、ならびに域内加盟国の開発政策および開発計画の調整に関する援助要請への対応を行っている。地域的な経済協力および経済的統合を促進する国家的および多国間のプロジェクトおよびプログラムにも高い優先順位が与えられる。アフリカ開発銀行の戦略2013-2022では、インクルーシブな成長を達成すること、およびグリーン成長へ段階的に移行できるようアフリカを支援することに焦点を当てている。当該戦略は、5つの中核となる事業上の優先事項（具体的には、インフラ整備、地域統合、民間セクターの開発、ガバナンス、スキルとテクノロジー）に重点を置いて構築されている。10ヵ年戦略の実行を加速させ、アフリカの変革を推進するために、アフリカ開発銀行は、「ハイ・ファイブズ (High 5s)」として知られる5つの優先分野に特に焦点を当てることを2015年に決定した。当該優先分野とは、アフリカの電化、食糧増産、工業化、地域統合および生活の質の向上を指す。アフリカ開発銀行の資本は、その加盟国によって保有されている。2010年5月27日に開催された第46回年次会合において、総務会は、第6回一般増資（以下「GCI-VI」という。）を承認するB/BG/2010/08決議を採択した。アフリカ開発銀行の資本構造において、アフリカ開発銀行の株式資本全体の保有比率は、域内加盟国が60%、域外加盟国が40%である。2018年12月31日現在、アフリカ開発銀行の授権資本は669億7,505万UAであった。

資産

貸付けポートフォリオ

アフリカ開発銀行の主要な資産は貸付けポートフォリオである。アフリカ開発銀行は、域内加盟国および政府により保証が付されている公的企業に対して貸付けを行っている。政府による保証が付されていない民間企業もまた、貸付けが受けられる。アフリカ開発銀行は、政府以外の事業体に対して貸付けを行う場合、かかる貸付けを受けるプロジェクトが行われている地域の政府により保証が付されるべきことをソブリン融資に関する一般的な方針としている。適格な民間企業であれば政府による保証のない貸付けを受けることができる。通常、かかる貸付けには物的担保が付される。2018年12月31日現在、調印された貸付けおよび無償供与の累積額（取消分を除く。）は、前年から27億5,000万UA増加して、473億9,000万UAであり、累積減損引当金の実行済貸付金残高総額は、2017年度末の残高178億2,000万UAから14億6,000万UA増加し、192億8,000万UAであった。貸付けの一部についての返済の遅滞は発生しているが、アフリカ開発銀行は、

最終的に政府に対する貸付けおよび政府保証貸付けの支払は行われ、かかる遅滞により貸付けにおけるキャッシュフローの時期のみが影響を受けるものと予想している。アフリカ開銀は、IFRS9において、ソブリン向け貸付けおよび非ソブリン向け貸付けに対する信用リスクが、契約上の支払がソブリン向け貸付けについては支払期日を180日超、非ソブリン向け貸付けについては支払期日を90日超経過した場合において当初認識以降に著しく増大したと推定している。

流動性

アフリカ開銀は、1年間にわたり資本市場から追加の資金を調達することができなくなるという予想外の事態が発生した場合でも、通常業務を継続して行うために十分な流動資産を保有する。このために、アフリカ開銀は、1年毎に現金需要見込額（純額）に基づき、十分な流動性の最低水準（以下「PML」という。）を計算している。流動性に関する方針においては、PMLをアフリカ開銀の1年の対象期間の現金需要見込額（純額）と設定し、かかる数値は四半期毎に更新され、4つの構成要素の合計で算出されている。かかる4つの構成要素とは、①1年の債務返済額、②（ゼロより大きい場合）1年の純貸付支出見込額（実行済貸付けから返済額を控除）、③調印された保証の貸付相当額、および④未実行の持分投資額である。流動性の最高水準は、アフリカ開銀の負債制限により決定される。

負債、資本金および準備金

負債

2018年12月31日現在、アフリカ開銀の借入金総額（劣後債務2億2,015万UAを含む。）は、239億8,986万UAであった。アフリカ開銀は、域内加盟国のプログラムおよびプロジェクトに資金提供し、流動性要件を満たすために、費用効率の良い方法で複数の市場で資金を調達している。理事会により承認された自己資本比率枠組みは、アフリカ開銀のレバレッジを監視するための単一の有効資本に対する負債の割合を採用した。この割合では、アフリカ開銀の負債総額の上限を有効資本の100%としている。有効資本は、アフリカ開銀の自己資本およびA-以上の格付を有する非借入国からの請求払資本で構成される。2018年12月31日現在のアフリカ開銀の有効資本は、288億3,000万UAであり、アフリカ開銀の財務レバレッジの指標の1つである、有効資本に対する負債の割合は、83.14%であった。

資本金および準備金

アフリカ開銀の資本の応募は、当初出資金、任意の増資、一連の特別増資および一般増資により構成される。2010年5月27日、アフリカ開銀の総務会は、第6回一般増資（GCI-VI）を承認した。GCI-VIにより、アフリカ開銀の授權資本は2,394,746株から増額され、6,768,746株となった。アフリカ開銀の資本の1株あたりの額面価値は10,000UAである。GCI-VIにより新たに創出された株式4,374,000株は、払込株式（6%）および請求払株式（94%）から成る。当該株式は、全額応募された場合に、域内加盟国がアフリカ開銀の資本合計の60%を保有し、域外加盟国が残存する40%を保有するよう地域内外の加盟国に割り当てられる。

2018年12月31日現在、アフリカ開銀の応募済資本総額である651億791万UAのうち、49億5,692万UA(7.6%)が払込資本であり、601億5,099万UA(92.4%)が請求払資本であった。払込資本のうち、アフリカ開銀が支払を受領した部分は払込済資本とされ、2018年12月31日現在、払込済資本は45億3,526万UAであった。

2018年12月31日現在、アフリカ開銀の非域内加盟国26ヶ国の請求払資本は247億3,133万UAであり、これはアフリカ開銀の2018年12月31日現在の借入金残高総額の103.09%にあたる。2018年12月31日現在、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)にも所属しているアフリカ開銀の先進加盟国20ヶ国(オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリスおよびアメリカ合衆国)の請求払資本は232億1,899万UAであり、これはアフリカ開銀の2018年12月31日現在の借入金残高総額の96.79%にあたる。

アフリカ開銀を設立する協定(その後の改正を含む。)に基づき、アフリカ開銀の通常業務に係る残高の合計額(承認済貸付けから取消分と弁済された分を控除し、持分投資額を加算したもののから構成される。)は、いかなる時点においても、アフリカ開銀の応募済資本のうち毀損されていないものとアフリカ開銀の準備金および剰余金の合計額を超えないものとされている。2018年12月31日現在の上記残高総額は270億8,981万UAであり、上記の資本総額(応募済資本に係る累積為替換算調整(以下「CEAS」という。)、準備金および剰余金)の額は677億5,842万UAであり、その比率は40.0%となった。実行済貸付金残高(未実行金額を支払う旨の取消不能の確約を含む。)と自己資本との比率は、268%であった。アフリカ開銀の資本合計(払込済資本およびCEASを控除した準備金)は、リスク資本ともいい、71億8,577万UAであった。アフリカ開銀の活動で使用する資本金を計測するリスク資本稼働率は、76%であった。

収益性

利潤の最大化は主な目的ではないが、アフリカ開銀は、1966年に業務を開始して以来、2015年度を除き毎年利益を計上している。2018年度の総務会が承認した振替控除前収益は、1億2,468万UAであった。アフリカ開銀は、株主に配当を行わない。アフリカ開銀を設立する協定(その後の改正を含む。)に基づき、準備金が当期利益に対する第一請求権を有する。準備金に留保される金額について決定がなされた後、残額があれば、(i)総務会が承認した確約もしくは条件付約束を遂行するために、(ii)剰余金勘定に対し、および/または(iii)主要なイニシアチブに充てるために、分配される。

会計基準

アフリカ開銀の財務諸表は、国際会計基準審議会により公表された国際財務報告基準(IFRS)(以前の国際会計基準)に準拠して作成されている。

リスク管理および内部統制

アフリカ開銀は、中核事業である開発金融および関連援助に不可欠ではないリスクに対するエクスポージャーを最小限に抑えるよう努める。したがって、アフリカ開銀のリスク管理方針、指針ならびに運営は、承認されたリスク制限範囲内において、公共および民間セクターにおけ

る顧客の信用リスクを引受けるアフリカ開銀の能力を最大限に高める一方、金利リスク、通貨リスク、流動性リスク、相手方リスク、法的リスクおよびその他の業務リスクに対するエクスポージャーを抑えることを目的としている。アフリカ開銀のリスク管理方針および運営は、財務諸表に対する注記に記載されている。

2004年度の理事会による承認の後、アフリカ開銀は、多くの任務のなかでもとりわけ、すべての重要業務における内部統制の有効性の定期的な評価のための支援組織委員会（COSO）の管理枠組みの実施を目的として内部統制部（ICU）を設置した。経営陣および外部監査人は年次監査過程の一環として、アフリカ開銀の財務報告における内部統制の有効性に関する年次確認書を発行する。2017年度末現在の年次確認書は、アフリカ開銀の2019年9月25日付の英文情報説明書中に含まれている。

上記の情報は、アフリカ開銀の2019年9月25日付の英文情報説明書に記載されている詳細な情報および財務諸表とあわせてお読みください。